**豊川市高齢者福祉計画（平成３０年度～３５年度）について**

資 料　１

1１

１　法令等の根拠

　　　　本計画は、老人福祉法第20 条の8 の規定に基づき策定するものであり、介護保険法第117条の規定に基づき東三河広域連合が策定する「介護保険事業計画」と一体性を持ちながら策定するものです。

**【参　考】**

|  |
| --- |
| **□老人福祉法（第20条の８関係一部抜粋）**  ①市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（老人福祉事業）の供給体制の確保に関する計画（老人福祉計画）を定める。  ②老人福祉計画は、次に掲げる事項を定める。  ・確保すべき老人福祉事業の量の目標  ・老人福祉事業の量の確保の方策  ・その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項  ③老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。  **□介護保険法（第117条関係一部抜粋）**  ①市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（介護保険事業計画）を定める。  ②介護保険事業計画は、次に掲げる事項を定める。  ・施設の必要利用定員、介護給付等対象サービス量の見込みや見込量の確保のための方策  ・地域支援事業に要する費用の額、地域支援事業の量の見込みや見込量の確保のための方策　など  ③介護保険事業計画は、要介護者等の人数や要介護者等のサービス利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。  ④介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。 |

２　計画期間

　　　本計画は、平成３０年度を初年度として、平成３５年度までの６年間を計画期間とします。ただし、東三河広域連合の策定する介護保険事業計画は平成３０年度から３２年度の３年間の計画となっているため、必要に応じて見直しができるものとします。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成  ２７  年度 | 平成  ２８  年度 | 平成  ２９  年度 | 平成  ３０  年度 | 平成  ３１  年度 | 平成  ３２  年度 | 平成  ３３  年度 | 平成  ３４  年度 | 平成  ３５  年度 | 平成  ３６  年度 | 平成  ３７  年度 | 平成  ３８  年度 | 平成  ３９  年度 | 平成  ４０  年度 | 平成  ４１  年度 |
| 豊川市  高齢者福祉計画 | **第6期豊川市高齢者**  **福祉計**画**・介護保険**  **事業計画** | | | **豊川市高齢者福祉計画**  **（平成36年度～平成41年度）**  **豊川市高齢者福祉計画**  **（平成30年度～平成35年度）** | | | | | |  | | | | | |
| 東三河広域連合  介護保険事業計画 |  | | | **第７期計画** | | | **第8期計画** | | | **第９期計画** | | | **第10期計画** | | |